

分割地所有と「絶対地代」と「土地 価格の利子」

—分割地土地所有と「地代」Ⅱ—

東 井 正 美

は し が き

日本農業におけるように、もっぱら小経営が支配的なところでは、農産物価格および小作料（農地改革以前の小作料）がどのような法則性をもって決定されるかということが重要な課題となり、この課題の解明への鍵を与えるものとして、マルクスの『資本論』第3巻第47章「資本制地代の発生史」の第5節「分益農制と農民的分割地所有」（Karl Marx, „Das Kapital“, herausgegeben v. M.—E.—L.—Institut, Bd. III, 1934, S. 854-66.—以下、K. III. と略記。長谷部訳本4, 河出書房新社版, 1965年, 288-97 ページ。——以下、訳本4. と略記。）がしばしばとりあげられているのである。

しかし、「農民的分割地所有」における抽象的諸規定、例えば、「差額地代」、「絶対地代」、いわゆる「名目的地代」、農産物価格形成等々に関してはその解釈の仕方はさまざまであって、ましてや、その抽象的諸規定の日本への具体的適用に関しては意見が分かれ勝ちになるのは当然の成り行きである。

したがって、マルクスが「農民的分割地所有」において示唆した抽象的諸規定を日本へ具体的に適用する以前には、その抽象的諸規定をあらためて再検討しなおすことは意義なしとはなさないであろう。

マルクスが何を根拠にして本源的地代形態から資本制地代への過渡的形態として農民的分割地所有をとりあげたのかということの課題を、地代論的分析視角から考察してみよう。そのさい、より具体的に問題となるのは、(1) 分割地所有形態のもとでの「地代」の過渡的性格とは何か、ということ、(2) 分割地農民のもとにおける地代、すなわち「差額地代」や「絶対地代」を究明すること、(3) 農産物価格形成の特殊性——土地価格の利子との関連において——を明らかにすること、(4) 分割地所有のなかで、いわゆる「名目的地代」をいかに位置づけるか、ということ、(5) 地代が剰余価値の分化形態として現象しない分割地所有のもとでの唯一の地代、したがって資本化された地代たる土地価格の性格

を分析すること、等なのである。拙稿「分割地所有と『地代』」（『經濟論集』前号）では(2)と(3)を主たる対象となし、(1)と(5)には部分的にタッチするにとどまったので、本稿では(1)と(5)を取り上げ、これに「絶対地代」を加えて主たる対象とした。「名目的地代」には部分的にタッチし、稿をあらためることにした。そして、この論文は、拙稿「分割地所有と『地代』」の続稿であることはいうまでもない。

3. 分割地所有と「絶対地代」

マルクスは、「分割地所有」論のなかで「絶対地代」、すなわち「生産物の価値のうち生産価格をこえる超過分の実現されたもの」を想定しているのである。マルクスは、分割地所有のもとでなにゆえに「絶対地代」を想定したのであろうか。換言すれば、この「絶対地代」を「分割地所有」論のなかでどのように位置づければよいのであろうか。このことが、ここでの課題である。

結論的にいえば、マルクスが「分割地所有」論のもとで限界地の「絶対地代」を想定してこれが正常な事情のもとでは想定されえないことを指摘した意図は、分割地所有のもとでは「個別的な虚偽の生産費の、または個別生産者にとっての生産物の費用価格の、重要な一要素をなす」土地価格が土地生産物の価格に規定的に入らないこと、換言すれば「生産者にとっての費用価格の要素としての土地価格と、生産物にとっての生産価格の非要素〔としての土地価格〕とのあいだの衝突」を明らかにすることにあつたと思われる。

マルクスは、「分割地所有」論のなかで二カ所で「絶対地代」に以下のごとく言及しているのである。

〔1〕「土地価格が一要素として農民にとっての事実的生産費に入りこむのであり、……つまり、資本化された地代にほかならぬ土地価格が前提要素であり、したがって、地代が土地の豊饒度や位置のどんな差等にも係わりなく実存するかに見えるのであるが、まさにこの場合にこそ、平均的には、なんらの絶対地代も実存しないもの、つまり、最劣等地はなんらの地代も支払わないものと考えうるのである。というのは、絶対地代は、生産物の価値のうち生産価格をこえる超過分の実現されたものを想定するか、さもなければ、生産物の価値をこえる超過分たる独占価格を想定するからである。だが、このば

あいには、農業の大部分は直接的生活維持のための農耕として存立し、土地は人口の多数にとっての、その労働および資本の不可欠な就業場面として存立するから、生産物の調整的市場価格は、異常な事情のもとでのみ生産物の価値に達するであろう。だが、この価値は、生きた労働という要素の優勢のゆえに、概して生産価格よりも高いであろう、——といっても、生産価格をこえる価値のこの超過分は、分割地経営が支配的な諸国では非農業資本の構成も低位なことによって再び制限されているではあろうが」（K. III, S.856—7. 訳本4, 290ページ）。

〔II〕「小土地所有にあっては、幻想——土地そのものが価値をもち、したがって、資本として生産物の生産価格に入りこむのは、機械または原料とまったく同じだという幻想——が、さらにいっそう根づよい。だが、すでに見たように、ただ二つの場合にのみ、地代、したがって資本化された地代たる土地価格が、土地生産物の価格に規定的に入りこみうる。第一には、土地生産物の価値が、農業資本——土地の購入に投下された資本とはなんの共通点もない——の構成の結果としてその生産価格よりも高く、市場諸関係が土地所有者をしてこの差額を儲けることをえさせる場合である。第2には、独占価格が生ずる場合である。そしてどちらの場合も、分割地経営および小土地所有にあってはごく稀れである。というのは、まさにここでは、生産のきわめて大きな部分が自家需要を充たすのであって、一般的利潤率による調整に係わりなく行なわれるからである。」（K. III, S. 862. 訳本4, 294ページ）。

このように、マルクスは二カ所にわたって、分割地所有のもとでの「絶対地代」に言及しているが、いずれも、農業資本の構成の結果として土地生産物の価値がその生産価格よりも高く、土地所有の独占、土地所有の制限が土地生産物の価格を生産価格以上に昂騰さすことはなくして〔というのは、分割地所有のばあいには「土地所有者としての彼の資格についていえば、彼にとっては所有制限はなくなっている」からである〕、市場諸関係がその価格を生産価格以上に引き上げ、生産物の価値のうち生産価格をこえる超過分を実現させるばあいには、この超過分〔または、差額〕を絶対地代に類推してとらえられているのである。

あらかじめ、注意しておくべきことは、マルクスが農業資本の有機的構成の相対的に低いことの結果として土地生産物の価値がその生産価格よりも高いということを仮定しているということである。しかし、農業資本の回転期間を考慮してもそういう仮定が成り立つかどうかの疑点がある。⁽¹⁾ 本稿では、この点を解明することが目的ではなく、またその余裕もないから、回転期間を含めて

も、やはり農業資本の構成の結果として、土地生産物の価値は生産価格よりも高いという仮想のもとに論を進めることにしよう。

(註) 1. 日高普氏は、『地代論研究』(1962年)において、この疑点を以下のごとく、積極的に追究されている。

「価値と生産価格の高さの比較を決定する一つの要因である回転期間を考えた場合、工業の回転期間は比較的短かく、農業資本の回転期間は平均より長いといえるのではないだろうか。もちろん純理論的にそういえるのではないが、農業の資本構成が平均以下だということをいえるのと全く同じ資格で、資本の回転期間は平均より長いといえるであろう。そこで資本構成と回転期間との二点についてみると、前者は農産物の価値を生産価格より高める作用をなし、後者は逆に価値を生産価格より低める作用を果すことになる。それを一緒にして農産物の価値と生産価格とどちらが高いかを考えてみると、一体どういう結論がでてくるのであろうか」(同書、340ページ)。「要するに農産物の価値は理論的にみれば勿論のこと現実的にみても、生産価格以上になるか以下になるか一般的にはいえないのである」(同書、344ページ)。

さて、分割地所有のもとでの「絶対地代」から読みとりうることを明らかにすれば、以下のごとくなるであろう。

第1には絶対地代とこれに類推してとらえられた分割地所有のもとでの「絶対地代」との類似点と相違点を要約すればこういうことになるであろう。

はじめに、類似点に関しては、① ともに、農業資本の有機的構成の結果として土地生産物の価値がその生産価格よりも高く、その価値のうち生産価格をこえる超過分が絶対地代の源泉をなしているということであり、② したがって、ともにその源泉は剰余価値または剰余労働にあるということであり、③ ともに、限界地における土地生産物の価値の農民の剰余価値または剰余労働のうちで平均利潤をこえる超過分を絶対地代としてとられているということである。

つぎに、相違点に関しては、④ 一方では、「土地の資本制的耕作は、機能資本と土地所有との分離を前提するのと全く同じように、原則として土地所有者〔者〕の自己経営を排除する」(K. III, S. 799—800. 訳本4, 247ページ)ので、絶対地代は土地所有者に支払われ、他方では分割地所有のもとでは「絶対地代」は、土地所有者としての資格において分割地農民じんに帰属することであり、

②絶対地代は剰余価値の相異なる諸形態の分離(すなわち、平均利潤とその超過分たる絶対地代への分離)の結果生じたものであるが、これに反して分割地所有のもとでは「剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」こと、換言すれば分割地農民の剰余価値または剰余労働のなかには、資本主義的諸関係のもとでは平均利潤を形成すべき部分と絶対地代を形成すべき部分とが共棲しているということであり、③絶対地代は、土地所有の独占、資本の制限としての土地所有が農産物の市場価格をその生産価格をこえて昂騰させた結果生じるのであるが(「土地所有は、この価格昂騰の創造的理由である。土地所有そのものが、地代を生みだしたのである」。K. III, S. 804. 訳本4, 250ページ)、このことに反して、分割地所有のもとでは、「土地所有者としての彼の資格についていえば、彼にとっては所有制限はなくなっているのであって」、土地所有の独占、土地所有の制限が土地生産物の市場価格その生産価格をこえて騰貴せしめる必然性はないのである。分割地所有のもとでは土地所有の独占、土地所有の制限とは無関係に、したがって、単なる市場条件が土地生産物の価格をその生産価格をこえて騰貴せしめる結果として、「絶対地代」が実存しうることになるであろう。

第2に、分割地所有のもとでは土地生産物の市場価格がその価値に達しうるのは、「異常な事情のもとでのみ」(あるいは「ごく稀れ」には)可能であるということであり、正常な事情のもとでは不可能なことであるであろう。

分割地所有のもとでは「絶対地代」が否定される根拠は、土地所有の独占ともともと無関係だから、土地生産物の市場価格がその生産価格をこえてその価値に達しえないということを説明されれば明らかにされうるであろう。だから、マルクスは土地生産物の市場価格がその価値に達しない理由をつぎのごとく述べたのである。分割地所有のもとでは、「農業の大部分は直接的な生活維持のための農耕として存立し、土地は人口の多数にとっての、その労働および資本の不可欠な就業場面として存立するから、生産物の調整的市場価格は、異常な事情のもとでのみ生産物の価値に達するであろう」。または、「生産のきわめて大きな部分が自家需要を充たすのであって、一般的利潤率による調整に係わ

りなく行なわれるからである」と。

したがって、分割地所有のもとでは、農産物価格は異常な事情のもとでしか価値まで高まることがなく、「絶対地代」は普通のばあいには想定できないということになるであろう。

第3には農産物価格形成論の観点からみれば異常な事情のもとでは小農の農産物価格の上限は、農産物の価値の高さに画されるであろう。

独占価格が想定されうるときには、小農の農産物価格の上限は、その独占価格によっても画されるであろう。分割地所有のもとでは、この独占価格の想定も上記の理由から困難であるであろう。この独占価格に関しては白川清氏のいうごとくに、「一般に特殊な条件の豊度をもつ土地や特殊の社会的需要のある場合にのみ成立するものであるから、一応除外してもよい」（白川、『農業経済の価格理論』1963年、118ページ）。というのは「この独占価格は、商品の生産価格によっても価値によっても規定されず、買手の慾望および支払能力によって規定されているのであって、この独占価格の考察は、市場価格の現実的運動を研究する競争論に属する」（K. III, S. 814. 訳本4, 258ページ）からである。

以上、分割地所有のもとでの「絶対地代」から読みとりうることを列挙したのであるが、地代論的視点から重要なことを要約しておこう。分割地所有のもとで「異常な事情のもとで」土地生産物の調整的市場価格が生産価格をこえて価値まで達しえたときには、その価値の費用価格をこえる超過部分は、すべて限界地を耕作する農民に帰属することになるであろう。したがって、農民の剰余価値または剰余労働のなかには、将来資本主義的生産諸関係のもとで平均利潤と絶対地代を形成すべき两部分が未分離のまま、共棲していることになるであろう。だから、「剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」ということになり、過渡的地代の性格が見出されうることになるであろう。

ここで附言しておけば、小農の土地生産物の価格が生産価格をこえることなく費用価格をこえる程度にとどまったときには、その価格の費用価格の超過部分は「絶対地代」に擬制しうるであろうか。その費用価格の超過分は、いうま

でもなく、「絶対地代」に擬制しえないのである。というのは、マルクスは、分割地所有のもとでの「絶対地代」を、どこまでも土地生産物の市場価格の生産価格をこえる超過分としてとらえているからである。さすれば、小農の農産物価格の費用価格をこえるこの超過部分をいかにとらえられるべきであろうか。それが、土地所有者の資格において、じぶんじしんに帰属するかぎりでは、「この形態では何らの借地料も支払われず、したがって地代は、剰余価値の分化形態としては現象しない、——といっても地代は、ともあれ資本制的生産様式が発展している諸国では、ほかの生産諸部門との比較による超過利潤として、ただし、総じて農民の労働の全収益と同じく農民に帰属する超過利潤として、みずからを表示するのだが」。他方で、その費用価格の超過部分が、土地価格の利子として支払われるならば、その土地価格の利子は資本主義的諸関係のもとでは利潤を形成すべき剰余労働のなかから支払われるがゆえに、利潤とも解されうるものであろう。それゆえに、費用価格の超過部分は、「利潤と解され」たり、「地代」として現象し、「地代と利潤も一致するのであって、剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」のである。ともあれ、土地生産物の価格の限界地における費用価格の超過分〔生産価格をこえることのないその超過分〕は、けっして絶対地代に擬制しうるものではないであろう。

これまで、分割地所有のもとでの「絶対地代」から読みとられることをのべたが、しかしここで反旗をひるがえすわけであるが、マルクスは単にそういうことをいおうとして「絶対地代」を持ち出したとは思われないのである。しからば、マルクスは「絶対地代」によって何を語ろうとしていたのか、真の意図は何か。このことを考察しなければならないのである。

マルクスは、分割地所有のもとでは、すでに見たごとくに、「差額地代、すなわち、優等地または位置のよい地所にとっての商品価格の超過部分が実存するにちがいない」ことを明らかにし、この「差額地代」は、「土地の豊饒度や位置のどんな差等にも係わりなく実存するかに見えるのである」(K. III, S. 857. 訳本4, 290ページ)。というのは、分割地所有においては、「土地価格が一要素

として農民にとっての事實的生産費に入りこむのであり、「資本化された地代にほかならぬ土地価格が前提要素で」(K. III, S. 856—7. 訳本4, 290ページ)あるからである。

マルクスは、分割地所有のもとでは土地価格が一要素として事實的生産費であることを、他のカ所で以下のごとく表現している。

「自由な土地所有と結びついている場合の小農業の独自の害悪の一つは、耕作者が資本を土地の購入に支出することから生ずる。(同じことは、大土地占有者が、第1には土地を買うため、第2にはこれをみずから自分じんの借地農業者として經營するために資本を支出する過渡形態についてもいえる)。このばあいには単なる商品としての土地がとる可動性によって、占有変動が増大する、——あらたな世代ごとに、遺産分割ごとに、農民の立場からすれば、土地があらたに投資として入りこむ。すなわちそれによって買われた土地となる、というふうな。土地価格は、このばあいには、個別的な虚偽の生産費の、または個別生産者にとっての生産物の費用価格の、重要な一要素をなす」(K. III, 859—60. 訳本4, 292ページ)。

かように、分割地所有のもとでは、土地価格は、「個別的な虚偽の生産費の、または個別生産者にとっての生産物の費用価格」の一要素をなす。したがって、分割地農民は、「差額地代、すなわち、優等地または位置のよい地所にとっての商品価格の超過部分」を、土地価格が、土地生産物の生産価格、または生産費に入りこむことの所産だと考えるであろう。彼にとってはその「商品価格の超過部分」は、「土地の豊饒度や位置のどんな差等に係わりなく実存するかに見えるのである」。しかし、マルクスは、この「差額地代」は、どこまでも、土地の豊饒度(位置)の差に係わるものである証拠として、限界地では、「平均的には、なんらの絶対地代も実存しないもの、つまり、最劣等地はなんらの地代も支払わないものと考えうる」ということを持ち出したのである。限界地には絶対地代が実存せず、なんらの地代も支払わないということをもって、「差額地代」は、どこまでも、土地の豊饒度(位置)の差に係わるものであることを主張しているのである。⁽²⁾したがって、分割地所有のもとでも「差額地代、すなわち優等地または位置のよい地所にとっての商品価格の超過部分」の実存が説かれ、この「差額地代」が「一要素として農民にとっての事實的生産費に

入りこむ」土地価格とは関係のないことを、最劣等地には「絶対地代」が実存しないということをもって明らかにしようとしているのである。それゆえに、限界地において「絶対地代」の実存しないことを説いているのはまさに、「生産者にとっての費用価格の要素としての土地価格と、生産物にとっての生産価格の非要素〔としての土地価格〕とのあいだの衝突」を明らかにしようとしているのである。

(註) 2. 限界地に「絶対地代」が実存しなくとも、「差額地代」の第2形態が実存したときには土地生産物の価格の費用価格の超過部分が生じるのではないかとの疑点が浮ぶ。しかし、マルクスが分割地所有のもとで「差額地代」を説くときには、第1形態の「差額地代」のみ説いているのであって、第2形態の「差額地代」を考慮に入れていたかどうか疑わしい。しかし、マルクスが「人間力の老大な浪費」(K. III, S. 859. 訳本4, 292ページ)といい、「土地諸力の搾取と浪費とが現われる(この搾取が、社会的発展の既成の高さには依存しないで、個々の生産者たちの偶然的で不均等な事情に依存することは別としても)」(K. III, S. 864. 訳本4, 296ページ)といっているときには、労働の集約度を考えていたと思われる。そのときには、やはり第2形態の「差額地代」、すなわち労働集約度による商品価格の超過部分を考慮に入れてもよいと思われる。なお、大内力氏が「限界地であってもより有利な条件のもとで投下された資本は、この限界生産物よりより小さい生産費で生産物を供給しうるから、かくしてきめられた市場価格のもとでは一定の超過部分が生ずる。これはいうまでもなく差額地代、とくに第2形態の差額地代である」(大内、「地代と土地所有」1958年、256ページ)と、指摘されたが、そういうことも考えうるであろう。しかし、マルクスは、分割地所有のもとでは、土地の豊饒度(位置)の差に係わる「差額地代」の実存を明確に説くが第2形態の「差額地代」に関しては黙して明確に指摘していないのである。これはなぜかという問題は、きわめて興味をひくものである。しかしこれには、ここでは立ち入る余裕がない。

以上要するに、マルクスは、一つには、「差額地代、すなわち優等地または位置のよい地所にとっての商品価格の超過部分」は、「一要素として農民にとっての事実的生産費に入りこむ」土地価格とは無関係に、どこまでも、土地の豊饒度(位置)の差に係わるものであることを主張していること、二つには、その主張を裏づけるものとして、最劣等地において「絶対地代」が実存しないことを持ち出したのであるということである。

マルクスが、上記〔I〕の引用文中で「絶対地代」についてのべてから、上記

〔Ⅱ〕の引用文中で「絶対地代」に言及するまでの間で叙述していることを列挙すれば、以下のごとくである。

(1) 分割地所有のもとでは、小農の生産関係から、農産物価格は、費用価格、すなわち本来的費用プラス労賃部分〔しばしば、肉体的最低限度まで下がること〕という水準に形成されること。

(2) 第三者たる抵当権者に支払われる土地価格の利子は「一つの制限をなす」こと、しかし「この利子は、まさに、資本制的諸関係のもとでは利潤を形成すべき剰余労働部分から支払われる」こと、だから、土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代は、分割地農民の剰余労働が資本化されたものの一部分がいかに何ものでもありえないこと、そしてその地代は、「平均利潤からの一控除分でもありえ、平均利潤のうちで実現される唯一の部分でさえありうる」こと、「もっとも不利な条件のもとで労働する農民の剰余労働の一部分は、無償で社会に贈与されるのであって、生産価格の調整または価値形成一般には参加しない」こと〔小農の農産物価格は、土地価格の利子が入りこまないで、限界地の費用価格という水準に形成されること〕。

(3) 平田清明氏が指摘したように、分割地所有が小経営的生産様式の発展の上にポジティブな役割〔「土地所有はこのばあいには、人格的自立性の発展のための基礎をなす。それは、農業そのものの発展のためには、必要な一通過点である」(K. Ⅲ, S. 858. 訳本4, 292ページ)〕と同時に、分割地所有は小経営的生産様式の発展のうゑにネガティブな役割〔「分割地所有はその本性上、労働の社会的生産諸力の発展、労働の社会的諸形態、資本の社会的集積、大規模な牧畜、科学の累進的应用、を排除する」(K. Ⅲ, S. 859. 訳本4, 292ページ)〕を果すこと(平田、「分割地所有と地代範疇」——山田盛太郎編『変革期における地代範疇』, 272—3ページ)。

(4) 土地の購入に投下された資本は、「農業で機能する固定資本の一部分も流動資本の一部分も形成しない」(K. Ⅲ, 860. 訳本4, 292—3ページ)こと、——このことをマルクスは念入りに説明している。

マルクスは、以上のこと、特に「土地購入のための貨幣資本の支出は、農業

資本の投下ではない」(K. III, S. 862. 訳本4, 294ページ)ことを念入りに説明してから、〔II〕の引用文中における小土地所有の幻想を説くのである。小土地所有の幻想とは、「土地購入のための貨幣資本の支出は、農業資本の投下ではない」にもかかわらず、「土地そのものが価値をもち、したがって、資本として生産物の生産価格に入りこむのは、機械または原料とまったく同じだという幻想」なのである。しかして、小土地所有の幻想を打ち破るために、マルクスはこう説くのである。「地代、したがって資本化された地代たる土地価格が、土地生産物の価格に規定的に入りこみうる」のは、ただつぎの二つの場合だけだとして、土地生産物の市場価格がその価値に達する場合〔「絶対地代」、すなわち「生産物の価値のうち生産価格をこえる超過分」〕と独占価格の生ずる場合〔「生産物の価値をこえる超過分」〕をあげ、「どちらの場合も分割地経営と小土地所有にあってはごく稀れである」ことを指摘しているのである。

したがって、土地購入に支出された貨幣資本は農業資本とはなんの共通点もない一資本であって、土地生産物の生産価格に規定的に入りこまないのである。それゆえに、「土地そのものが価値をもち、したがって、資本として生産物の生産価格に入りこむのは、機械または原料とまったく同じだという幻想」が打ち破られることになる。

かくして、マルクスが分割地所有のもとで「絶対地代」を取り上げ、これを否定したのは、以下のことを明らかにするためであったと思われる。

「生産者にとっての費用価格の要素としての土地価格と、生産物にとっての生産価格の非要素〔としての土地価格〕(地代が土地生産物の価格に規定的に入りこむ場合でさえも、20年またはもっと長い年数にわたって投下される資本化された地代〔土地価格〕は、どんなばあいにも、土地生産物の価格に規定的に入りこみはしない)とのあいだの衝突は、総じて、土地の私的所有と合理的農業・土地の正常的な社会的利用・との矛盾がみずからを表示する形態の一つにすぎない。だが他面、土地の私的所有、したがって、直接的生産者からの土地収奪——者の土地非所有を包含する他者の土地私有——は、資本制的生産様式の基礎である」(K. III, S. 864. 訳本4, 296ページ)。

「生産者にとっての費用価格の要素としての土地価格と、生産物にとっての

生産価格の非要素〔としての土地価格〕とのあいだの衝突」の指摘こそは、平田氏が指摘された通り、「分割地所有論の一枢要点」にはかならないのである。(3)

(註) 3. この衝突というかたちで「経済的表現をとるところの分割地所有の二重の——相対立する——機能、この点の指摘こそは分割地所有論の一枢要点である」(平田、前掲稿——山田編, 273ページ)。

したがって、マルクスは、分割地所有のこの「衝突」、換言すれば、「個別的な虚偽の生産費の、または個別生産者にとっての生産物の費用価格の、重要な一要素をなす」土地価格〔土地購入に支出された貨幣資本〕が農業資本とはなんら関係がなく、土地生産物の価格に規定的に入りこまないことを明らかにするために、最劣等地での「絶対地代」を否定したと理解できるのである。さらに、マルクスは、念を入れて、〔Ⅱ〕の引用文章にすぐ続けて「分割地経営が賃借地で営まれる場合でさえも、借地料は、他のどんな諸関係のもとでよりも遙かに甚だしく、利潤の一部を、および労賃からの控除分をさえ、包含する。そのばあいには、借地料は名目的にのみ地代であり、労賃と利潤に対立する自立的範疇としての地代ではない」(K. Ⅲ, S. 862, 訳本4, 294ページ)という。

このカ所は、日本の農地改革以前のわが国小作料をどのような地代範疇として把握するかという問題に一つの鍵を与えるものとして、しばしばとりあげられ、論議の対象となっているカ所であることは、周知の通りである。しかし、この「名目的地代」に関しては別稿にゆずることにして、ここでは本稿での主題との関連においてのみ取りあげよう。

マルクスが「名目的地代」を論じた意図は、分割地所有のもとでは、最劣等地には「絶対地代」が生じえないのであるが、分割地経営が賃借地で営まれる場合においてもそういえるのであるから、この借地料が「絶対地代」を形成すべき小農的借地農業者の剰余労働部分から支払われることなくして、彼はこの借地料を利潤または労賃部分から支払わねばならないということ、一口でいえば分割地経営が賃借地で営まれたばあいにも資本主義的諸関係のもとでは異なって、「絶対地代」が生ずることがないということである。

分割地所有のもとで分割地経営が賃借地で営まれる場合にも、最劣等地には「絶対地代」が生じない〔換言すれば、土地価格が土地生産物の価格のなかに規定的に入りこまない〕のだから、この借地料が高率であろうがなかろうが、土地生産物の価値の生産価格をこえる超過分から支払われずに、利潤または労賃から支払わねばならないのである。したがって、この借地料は、「他のどんな諸関係のもとでよりも遙かに甚だしく、利潤の一部を、および労賃からの控除分をさえ、包含する。そのばあいには、借地料は名目的にのみ地代であり、労賃と利潤に対立する自立的範疇としての地代ではない」。

かく理解すれば、分割地経営が賃借地で営まれる場合における名目的地代をひきあいに出した意図は、地代、したがって資本化された地代たる土地価格が土地生産物の価格のなかに規定的に入りこまないことを、「絶対地代」が実存しないことに補説して明らかにすることにあると思われるのである。「名目的地代」に関しては、詳しくは稿をあらためる。

以上要するに、マルクスが分割地所有のもとで「絶対地代」、さらに「名目的地代」に言及した真の意図は、優等地または位置のよい地所にとっては商品価格の超過部分、すなわち「差額地代」が実存するからまぎらわしいので、最劣等地には「絶対地代」や「独占地代」が実存しないこと、さらに分割地経営が賃借地で営まれるときにも「絶対地代」が存在しないということをもって、「個別的な虚偽の生産費の、または個別生産者にとっての生産物の費用価格の、重要な一要素をなす」土地価格が土地生産物の価格のなかに規定的に入りこまないということを明らかにすることにあると思われる。分割地所有論のなかで「絶対地代」はかく位置づけられるべきである。

4. 分割地所有と「地代」

いよいよ、分割地所有のもとでは、「何らの借地料も支払われず、したがって地代は、剰余価値の分化形態としては現象しない」のにもかかわらず、本源

的地形態から離脱して、資本制地代への推転を示すということの過渡的地代が、マルクスによって、いかに把握され、いかに論じられているのかということの課題を考察しなければならない。

先ず再確認しておくべきことは、過渡的地代の性格とは何か、ということである。

マルクスは、第3巻第47章「資本制地代の発生史」の第4節、「貨幣地代」において、以下のごとくのべている。

「生産物地代〔この地代は労働地代の転形である——引用者〕の転形した、これに対立する形態としての貨幣地代は、これまでわれわれが考察してきた種類の地代〔本源的地代のこと——引用者〕の、すなわち、剰余価値・および生産条件の所有者に支払われるべき不払剰余労働・の正常の形態としての地代の、最終形態たると同時に、その解消の形態である」(K. III, S. 849. 訳本4, 284ページ)。

「貨幣地代は、いっそう発展すれば、——あらゆる中間諸形態、たとえば小農的借地農業者のそれを度外視すれば、——土地を自由な農民所有に転化させるか、さもなければ、資本制的生産様式上の形態、資本制的借地農業者が支払う地代、とならざるをえない」(K. III, S. 849, 訳本4, 284—5ページ)。

上記の文章で先ず第1に注目すべきことは、小農的借地農業者の地代が中間諸形態の一つの例として挙げられ、この地代が資本制地代の発生史のうえで度外視されているということである。そしてこの地代とは、本源的地代でもなく、資本制地代でもなく、利潤または労賃からの控除分をなす借地料(Pachtgeld)である。第2に留意すべきことは、本源的地代と資本制地代との区別は、地代と剰余価値との関連からとりあげているということである。すなわち、本源的地代は剰余価値一般の正常の形態であり、資本制地代は、「剰余価値および剰余労働の正常の形態から転化して、この特殊の生産部面たる農業的生産部面に独自の剰余労働超過分——すなわち、剰余労働のうち、資本によって、あらかじめ、かつ正常的に資本に属するものとして請求される部分をこえる超過分——となる」(K. III, S. 851, 訳本4, 286ページ)。換言すれば、資本制

地代は、土地生産物の価格(価値)の剰余価値および剰余労働のうち平均利潤をこえる超過部分である。資本主義的諸関係のもとでは「地代ではなく利潤が、剰余価値の正常的形態となったのであって、地代はもはや、剰余価値一般ではなく、剰余価値の一定分枝たる超過利潤の、特殊の事情のもとで自立化した一形態としてのみ意義をもつ」(K. III, S. 851. 訳本4, 286ページ)という意味において、両地代の源泉は共に剰余価値または剰余労働の範囲外に出るものではなく、その範囲外にはみ出たような地代、——例えば利潤または労賃からの控除分をなすような借地料——は、中間諸形態として資本制地代の発生史のうでで度外視されているのである。地代と借地料の区別は稿をあらためて説くことにしてここでは一応区別して考えねばならぬことを示唆しておくにとどめる。第3に留意すべきは本源的な地代が転化せねばならないとして指摘されている「自由な農民所有」とはいわゆる「分割地的土地所有」と見なしてよいということである。

しからば、分割地土地所有の地代範疇とは何か、そしてその地代の過渡的性格とは何か。このことを考察しよう。

(1) 分割地土地所有のもとでは農民は彼の土地の自由な所有者であって、地代は剰余価値の分化形態としては現象しない。しかし、分割地土地所有のもとでは「一種の擬制地代」⁽⁴⁾としての土地価格および土地価格の利子が存しうるのである。マルクスは、土地価格および土地価格の利子において先取りされ地代によって分割地土地所有の「地代」の過渡的性格を展開しているのである。もちろん、分割地土地所有のもとでも、「資本制的生産様式のもとでと同じように、差額地代、すなわち、優等地または位置のよい地所にとっての商品価格の超過部分」は実存しうるが、しかし「平均的には、なんらの絶対地代も実存しない」のである。⁽⁵⁾

(註) 4. 分割地所有のもとでは「一種の擬制地代としての土地価格(土地資本)の利子は存しうる」(齋正夫「農民的分割地所有制における穀物価格の決定」——有沢・宇野・向坂編『マルクス経済学の研究』, 213ページ。なお拙稿「分割地所有と「地代」」(『経済論集』第15巻第1号, 1965年)参照のこと)。

(註) 5. 大内力氏は、『地代と土地所有』において「小農の生産が支配的にこなわれているばあいには、地代は差額地代のみしか存在しえず、絶対地代の成立の余地はないといわれている。」とのべられているが(同書、255ページ)、正にその通りであって分割地所有のもとでは「差額地代」のみしか存在しえず、すでにみたごとく「絶対地代」の成立の余地はないのである。

(2) 分割地土地所有のもとでは土地価格は前提要素であるが、この土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代は、農民の剰余労働の一部分であって、この剰余労働の一部分が「利潤と解される」し、「地代として現象」したりするがゆえに、「地代と利潤も一致するのであって、剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」のである。この点においてこそ、地代の過渡的性格を見出すのである。

以上のことをふえんして主題への接近を試みたい。

マルクスが本源的地代形態から資本制地代への過渡的形態と見なされるものとして分益制度をあげて、「本来の奴隸経営 *eigentliche Sklavenwirtschaft* (これにも、主として自家用のための家父長制的なものから、世界市場のために作業する本来の植栽地制度にいたるまでの、段階がある)」と「領地経営 *Gutswirtschaft* (土地所有者がじぶんの計算で耕作をいとなみ、生産用具ぜんぶを所有して、非自由奴僕なり、現物給付または貨幣をもって支払われる自由奴僕なりの労働を搾取するもの)」とをあげて、分割地所有をあげているのである。すでに拙稿「分割地土地所有と『地代』」において指摘しておいたように、分益制度、本来の奴隸経営、領地経営に共通していることは、地代が「もはや、剰余価値一般の正常的形態としては現象しない」ということ、そしてまた「地代と利潤も一致するのであって、剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」ということである。マルクスが本来の奴隸経営や領地経営を封建制的土地所有と区別して分益制度や分割地土地所有と相並んで過渡的形態となしたのは、本源的地代が「剰余価値一般の正常的形態」として現象するが、本来の奴隸経営や領地経営のもとでは「地代」がそういうような形態としのみ現象せずに「地代と利潤も一致するのであって、剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」ということの点をもつからなの

であると理解したい。

さて、分割地土地所有のもとでの「一種の擬制地代」としての土地価格および土地価格の利子の性格を考察しよう。

分割地農民にとっては「土地所有者としての彼の資格についていえば、彼にとっては所有制限はなくなっているのではあるが、しかし「土地価格の利子——これは、大抵のばあい、なお、第三者たる抵当権者に支払わねばならない——は一つの制限をなす。」ということを描して、マルクスは、「この利子は、まさに、資本制的諸関係のもとでは利潤を形成すべき剰余労働部分から支払われうる」と説く。そしてつぎのごとくいう、「だから、土地価格において——および土地価格に支払われる利子において——先取りされる地代は、農民の生活維持に欠くべからざる労働をこえる彼の剰余労働が、全平均利潤に等しい商品価値部分に実現されることなしに・ましてや平均利潤に実現される剰余労働をこえる超過分たる超過利潤に実現されることなしに・資本化されたもの的一部分いがいの何ものでもありえない。地代〔土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代のこと——引用者〕は、平均利潤からの一控除分でもありえ、平均利潤のうちで実現される唯一の部分でさえありうる。「もっとも不利な条件のもとで労働する農民の剰余労働の一部分は、無償で社会に贈与されるのであって、生産価格の調整または価値形成一般には参加しない」と。

上記のマルクスの所説に関していかに理解すべきかは、すでに拙稿「分割地所有と『地代』」において指摘しておいた。重複をかえりみず、ここで再び取り上げよう。

先ず第1に、土地価格の利子が資本制的諸関係のものでは利潤を形成すべき剰余労働部分から支払われるがゆえに、土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代は農民の剰余労働のうちで資本化されたものの一部以外の何ものでもありえないのである。そしてこのことを裏返すと、土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代として実現された農民の剰余労働の一部分は、一方で「一種の擬制地代」とも見なしうるし、他方では「利潤」と

も解しうるということになるであろう。

第2にはより有利な自然条件のもとで耕作する農民は、「差額地代」といっても土地生産物の市場価格の費用価格をこえる超過分を取得するであろうが、この「差額地代」に実現された農民の剰余労働の一部分は、土地所有者たる彼の資格においてじぶんじしんに帰属するかぎりでは、「何らの借地料も支払われず、したがって地代は、剰余価値の分化形態としては現象しない」ということになる。そしてこの「差額地代」は、「ともあれ資本制的生産様式が発展している諸国では、ほかの生産諸部門との比較による超過利潤として、ただし、総じて農民の労働の全収益と同じく農民に帰属する超過利潤として、みずから表示する」のである。このばあいには、分割地農民の「粗収益の中でしめる地代相当部分の性格」は土地の豊饒度（位置）の差に係わるものとして「差額地代」に類推されうが、この「差額地代」は、農民の全剰余労働のうちで「差額地代」にしか実現されえない農民の剰余労働の一部分であって、剰余価値の相異なる諸形態の分離したものではないのである。

他方で、この「差額地代」が土地価格の利子の形態で自己に帰属することなくして、第三者たる担当権者に支払われるときには、この「差額地代」は、利子が資本主義的諸関係のもとでは利潤を形成すべき農民の剰余労働から支払われるということの意味において、農民の全剰余労働のうちで資本化されたものの一部分であるとともに、「利潤」とも解しうるものである。このばあいには、土地価格の利子は分割地所有のもとでは「一種の擬制地代」として現象する剰余価値の唯一の分化形態であるとはいうものの、「地代と利潤も一致するのであって、剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」のである。もちろん、「地代は、このばあいには、もはや、剰余価値一般の正常的形態としては現象しない」ということになるのである。

最も不利な自然諸条件のもとで耕作する分割地農民は、地代、したがって資本化された地代たる土地価格に実現された農民の剰余労働の一部分を、土地所有者たる資格において自己に帰属させることなくして無償で社会に贈与するこ

とであろう。彼が土地価格の利子を第三者たる抵当権者に支払うときには、彼の労賃部分を肉体的最低限度以下へさらに圧下させることによって支払うか、「彼らの生産手段の範囲をそれだけ減少させ、したがって再生産の経済的基礎を狭隘化させる」ことによって支払うか、「土地諸力の搾取と浪費」や「人間力の尨大な浪費」によって支払うか、もしくは高利貸からさらに借り入れることによって支払うかであるであろう。いずれにしても、この農民は、本源的蓄積のために賃労働者として転落するか、さもなくば小農的借地農へ転落すべき運命にあるであろう。このばあいにも、土地価格の利子において実現されるべき農民の剰余労働の一部分は「無償で社会に贈与され」ていることはいうまでもなからう。

第3に、資本主義的諸関係のもとでは、土地所有者に対しては、土地生産物価格の農民の剰余価値のうち平均利潤をこえる超過利潤としての「差額地代」が支払われ、第三者たる抵当権者にたいしては利潤を形成すべき農民の剰余労働部分から支払われるが、これに反して土地所有者・借地農業者・賃労働者の近代社会の骨組をなす三階級を一身に兼ね具えている分割地農民のばあいには、農民の剰余労働のうちで「差額地代」に資本化された農民の剰余労働の一部分が、じぶんじしんに支払われたり、第三者たる抵当権者に支払われたり、誠に複雑な様相を呈することになるであろう。

以上要するに、マルクスは、分割地所有のもとでは「何らの借地料も支払われず、したがって地代は、剰余価値の分化形態としては現象しない」から、マルクスは、「一種の擬制地代」としての土地価格および土地価格の利子を取りあげて、分割地所有のもとでは「地代と利潤も一致するのであって、剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」ことを明らかにして、地代は、「もはや、剰余価値一般の正常的形態としては現象しないということ」、さりとて「剰余労働のうち、資本によって、あらかじめ、かつ正常的に資本に属するものとして請求される部分をこえる超過分」としても現象することがないということを明らかにしたと理解されうるのである。この点において、分割地土地所有のも

とでの「地代」の過渡的性格を見出すのである。

あ と が き

本稿では、引き続いて、マルクスがいかなる根拠に基づいて本源的地代形態から資本制地代への過渡的形態として農民的分割地所有をとりあげたのかということの課題を、地代論的分析視点から、いろいろと考察してきたのであるが、ここで足りないところは補促して、要約しておこう。

(1)「差 額 地 代」

分割地所有のもとでは「地代」は、「差額地代、すなわち、優等地または位置のよい地所にとっての商品価格の超過部分」しか実存しないのであって、「絶対地代」の実存しうる可能性はないといえるのである。

この「差額地代」は、土地所有者たる農民の資格において彼に帰属するであろう。このばあいには、分割地農民の「粗収益の中でしめる地代相当部分の性格」は、土地の豊饒度（位置）の差に係わるものとして「差額地代」に類推されうるのであろう。もしも土地生産物の市場価格が彼の剰余価値または剰余労働のなかで平均利潤をこえて超過利潤としてこの「差額地代」を実現させるときには、将来資本主義的諸関係のもとでは「平均利潤」とその超過利潤としての「差額地代」となるであろう農民の剰余労働が未分離のまま共棲することになり、したがって「農民の剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」のである。

しかしながら、分割地所有のもとでは生産価格の法則は支配しえず、小農の農産物価格は概して費用価格、すなわち本来的費用プラス労賃部分〔しばしば肉体的最低限度〕という水準に形成されるであろうから、この「差額地代」は、農民の全剰余労働のうちで資本化されたものの一部分以外のなにものでもないのであって、土地生産物の価格の費用価格をこえる超過部分にすぎないのである。そしてこの農民の「剰余労働の一部分」は、土地所有者たる資格において自

己に帰属するか、第三者たる抵当権者に土地価格の利子として支払われるかのいずれかであろう。この土地価格の利子は資本主義的諸関係のもとでは利潤となるであろう農民の剰余労働のなかから支払われるがゆえに、その「農民の剰余労働の一部分」、すなわち「差額地代」は、利潤とも解しうるであろう。このばあいには、「地代と利潤も一致するのであって、剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」のである。

その「剰余労働の一部分」を小農的借地農業者が地主に支払えば、それが土地の豊饒度（位置）の差に係わるものであるがゆえ、「差額地代」として類推してとらえてよいであろう。

分割地農民にとっては、土地価格が前提要素であり、土地価格は「個別的な虚偽の生産費の、または個別生産者にとっての生産物の費用価格の、重要な一要素をなす」がゆえに、「地代が土地の豊饒度や位置のどんな差等にも係わりなく実存するかに見えるのである」。しかし、分割地所有のもとでは、「平均的には、なんらの絶対地代も実存しないもの、つまり、最劣等地はなんらの地代も支払わないものと考えうる」がゆえに、「差額地代」は、どこまでも、土地の豊饒度（位置）の差に係わるものである。

（2）「絶対地代」

「小土地所有にあっては、幻想——土地そのものが価値をもち、したがって、資本として生産物の生産価格に入りこむのは、機械または原料とまったく同じだという幻想——が、さらにいっそう根づよい」。マルクスは、この幻想を打ち破るために、「絶対地代」を想定しこれを否定したのである。マルクスはいう、「すでに見たように、ただ二つの場合にのみ、地代、したがって資本化された地代たる土地価格が、土地生産物の価格に規定的に入りこみうる。第1には、土地生産物の価値が、農業資本——土地の購入に投下された資本とはなんの共通点もない——資本——の構成の結果としてその生産価格よりも高く、市場諸関係が土地所有者をしてこの差額を儲けることをえさせる場合である。第2には、独占価格が生ずる場合である」と。そしてマルクスは、「生産のきわめて

大きな部分が自家需要を充たすのであって、一般的利潤率による調整に係わりなく行なわれるから」、どちらの場合も、「分割地経営および小土地所有にあってはごく稀れである」と説き、「地代、したがって資本化された地代たる土地価格が、土地生産物の価格に規定的に入りこみうる」ことがないことを明らかにしているのである。

したがって、マルクスが分割地所有のもとで、「絶対地代」を想定しこれを否定した意図は、「個別的な虚偽の生産費の、または個別生産者にとっての生産物の費用価格の、重要な一要素をなす」土地価格（土地購入に支出された貨幣資本）が土地生産物の価格に規定的に入りこまないこと、換言すれば「生産者にとっての費用価格の要素としての土地価格と、生産物にとっての生産価格の非要素〔としての土地価格〕とのあいだの衝突」を明らかにすることにあつたと理解されうるものである。「絶対地代」は、分割地所有論のなかでかく位置づけられうるのである。

ここで注意すべきは、マルクスが「絶対地代」を否定する根拠に関することなのである。資本主義的諸関係のもとでは、土地生産物の価値が農業資本の構成の結果としてその生産価格よりも高く、土地所有の独占、その制限がその市場価格を生産価格こえて昂騰せしめることによって生ずるものであつた。しかし分割地所有のもとでは、土地生産物の価値は農業資本の構成の結果として生産価格よりも高いといふものの、「土地所有者としての彼の資格についていえば、彼にとっては所有制限がなくなっている」がゆえに、土地所有の独占、その制限が土地生産物の価格をその生産価格をこえて騰貴せしめることはないのである。したがって、マルクスは、土地所有の独占によって土地生産物の価格がその生産価格をこえて騰貴するということを語らないで、土地所有の独占、その制限とは無関係に、市場諸関係によって土地生産物の価格がその生産価格をこえて価値に達することを想定したのである。だから、「生産物の価値のうち生産価格をこえる超過分」、すなわち「絶対地代」を否定するのに、分割地所有のもとでは「生産のきわめて大きな部分が自家需要を充たすのであつ

て、一般的利潤率による調整に係わりなく行なわれるから、土地生産物の価格が生産価格をこえて価値に達することがないということをもってしたのである。

さらに、マルクスは、分割地経営が賃借地で営まれる場合にも「絶対地代」が存しえないことを明らかにするために、「借地料は、他のどんな諸関係のもとでもよりも遙かに甚だしく、利潤の一部分を、および労賃からの控除分をさえ、包含する」とのべたのである。この「名目的地代」のより詳細な記述は稿をあらためよう。

(3) 「一種の擬制地代」としての土地価格および土地価格の利子

マルクスは、分割地所有のもとでは「何らの借地料も支払われず、したがって地代は、剰余価値の分化形態としては現象しない」がゆえに、マルクスは、土地価格および土地価格の利子を「一種の擬制地代」として取り上げたのである。

分割地所有のもとでは「地代、したがって資本化された地代たる土地価格」が前提要素である。より有利な自然諸条件のもとで耕作する分割地農民は、土地の豊饒度(位置)の差に係わる「差額地代」を、あたかも資本主義的諸関係のもとで土地所有者が借地農業者から土地購入に支出した貨幣資本の利子の形態としてこの「差額地代」を受領するかのごとくに、土地所有者たる資格において自己のポケットに入れるであろう。

分割地所有のもとでは、「土地所有者としての彼の資格についていえば、彼にとっては所有制限はなくなっている」とはいえ、「土地価格の利子——これは、大抵のばあい、なお、第三者たる抵当権者に支払われねばならない——は一つの制限をなす。だがこの利子は、まさに、資本制的諸関係のもとでは利潤を形成すべき剰余労働部分から支払われる」。したがって、土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代は、農民の剰余労働が「全平均利潤に等しい商品価値部分に実現されることなしに・ましてや平均利潤に実現される剰余労働をこえる超過分たる超過利潤に実現されることなしに・資本化されたものの一部分

いがいの何ものでもありえない」。

この土地価格の利子は、資本主義的諸関係のもとでは利潤となるであろう分割地農民の剰余労働部分から支払われるがゆえに、農民の剰余労働が資本化された一部分以外のなにものでもないのである。したがって、分割地的土地所有のもとでは土地価格の利子は、資本化された農民の剰余労働の一部分であって、この剰余労働の一部分は、「一種の擬制地代」として現象し、同時に「利潤」とも解しうるのである。このばあいには、「地代と利潤も一致するのであって、剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」のであり、土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代は、「平均利潤からの一控除分でもありえ、平均利潤のうちで実現される唯一の部分でさえありうる」ということになるのである。

したがって、分割地土地所有のもとでの「一種の擬制地代」として現象している土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代は、資本化された農民の剰余労働の一部分であり、利潤とも解しうるものである。この点に、分割地所有のもので「地代」の過渡的性格を見出すのである。それゆえに、マルクスが、分益経営と相並んで、分割地所有を取り上げて、本源的地代から資本制地代への過渡的形態と見なされうるとなしたのは、これらの土地所有のもとでの「地代」が「地代はこのばあいには、もはや、剰余価値一般の正常的形態としては現象しないということ」、また「地代と利潤も一致するのであって、剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」ということにあるがゆえにであるであろう。

(4) 「生産者にとっての費用価格の要素としての土地価格と、生産物にとつての生産価格の非要素〔としての土地価格〕とのあいだの衝突」

分割土地所有のもとでは土地価格は前提要素であり、「個別的な虚偽の生産費の、または個別生産者にとっての生産物の費用価格の、重要な一要素をなす」。したがって、「土地所有者としての彼の資格についていえば、彼にとっては所有制限はなくなっているであって、この所有制限が自己を主張するのは、

れから引離された資本（労働を含む）にたいする対立においてにすぎない。というのは、それは資本の投下にたいする障碍をなすからである」。マルクスは、耕作者が土地の購入に支出した資本が「彼にとっては利子を生む投資ではあるが、農業そのものに投下された資本とはぜんぜん何らの関係も」（K. III, S. 860. 訳本4, 292ページ）なく、「農業で機能する固定資本の一部分も流動資本の一部分も形成しない」のであって、この資本を耕作から取りあげるということを念入りに説明しているのである。そして「自由な土地所有と結びついている場合の小農業の独自の害悪の一つは、耕作者が資本を土地の購入に支出することから生ずる」と、マルクスは説くのである。もっとも不利な自然諸条件のもとで労働する農民は、土地価格が土地生産物の価格に規定的に入りこまないこと、また「生産物の価値のうち生産価格をこえる超過分の実現されたもの」、すなわち絶対地代が実存しないことにより、土地の購入に投下された資本が利子を生む投資ではなくして、農民の剰余労働の一部分が資本化された、土地価格において先取りされる地代を「無償で社会に贈与」しなければならないのである。

マルクスは、「生産者にとっての費用価格の要素としての土地価格と、生産物にとっての生産価格の非要素〔としての土地価格〕（地代が土地生産物の価格に規定的に入りこむ場合でさえも、20年またはもっと長い年数にわたって投下される資本化された地代〔土地価格〕は、どんなばあいにも、土地生産物の価格に規定的に入りこみはしない）とのあいだの衝突」を明らかにして、「人格的自立性の発展のための基礎をなす」土地を所有するために耕作者が資本を土地の購入に支出することから生じる「自由な土地所有と結びついている場合の小農業の独自の害悪の一つ」（「分割地所有はその本性上、労働の社会的生産諸力の発展、労働の社会的諸形態、資本の社会的集積、大規模な牧畜、科学の累進的応用、を排除する」こと）を指摘しているのである。平田氏が、「分割地所有が、この地代論的な視角で把握された過渡的な世界史的範疇である」と銘を打ち、分割地所有の過渡的性格を、「貨幣を支出して土地を購入することが、一方では、……農民の『人格的自立性の発展

のための基礎』→『自由な個性の発展のための一つの必要条件』であると同時に、『農業そのものの発展のための必要な一経過点であり』、この意味で『小経営のための土地所有の最も正常な形態』であるにもかかわらず、他方では、『生産部面そのもので自由にしうる資本』を減少させ、……小経営的生産様式の商品経済としての一定の発展のなかで分割地的小土地所有は資本制の大土地所有に止揚されねばならない、ということにはかならぬ（平田、前掲稿——山田編、前掲書、282ページ）となされたのは誠に正しい見解であるといえよう。

以上要するに、分割地土地所有のもとでの「一種の擬制地代」としての土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代は、利潤とも解しうるのであって、「剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」のであって、「もはや、剰余価値の一般の正常的形態としては現象しないということである」。このこととダブらして、「生産者にとっての費用価格の要素としての土地価格と、生産物にとっての生産価格の非要素〔としての土地価格〕とのあいだの衝突」に分割地的土地所有の過渡的性格が集中的に求められているということである。

後記 本稿は、拙稿「分割地所有と『地代』」『經濟論集』（第15卷第1号）とともに裕正夫教授を研究代表者とする昭和39年度、昭和40年度「科学研究費総合研究」の研究報告の一部をなす。